

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ルワンダ	地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の交換公文	地方給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	551,000千円 H19.3.31まで	H18.6.14 東京で (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 ルワンダ側 シヤルル・ム リガンデ外務協力大臣	H18.6.30 379号
ルワンダ	公共輸送復旧計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の交換公文	公共輸送復旧計画を実施するために必要な 1. 車両及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両の輸送に必要な役務の供与	319,000千円 H19.3.31まで	H18.6.14 東京で (同日)	日本側 麻生太郎外務大臣 ルワンダ側 シヤルル・ム リガンデ外務協力大臣	H18.6.30 380号
ルワンダ	ルワンダ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の交換公文	ルワンダの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むルワンダの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	800,000千円 -----	H18.11.29 ナイロビ (ケニア) で (同日)	日本側 宮村智在ルワンダ 大使 (ケニアにて兼轄) ルワンダ側 ジョーン・ク イリアム・カヨンガ在ケ ニア ルワンダ大使	H18.12.11 662号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。